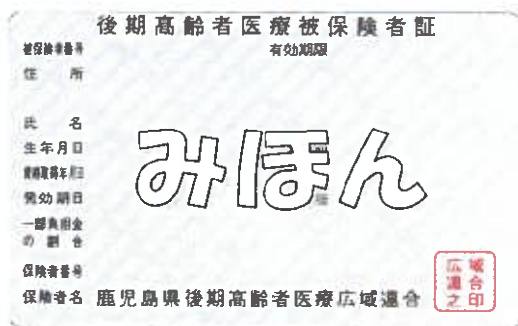


～後期高齢者医療保険に加入のみなさんへお知らせです～

保険証は平成25年8月から切り替わります



平成25年8月から

紺色

の保険証をお使いください。

現在お持ちの保険証の有効期限は、**平成25年7月31日まで**となっております。7月末までに、お住まいの市町村役場から「紺色」の保険証が交付されます。有効期限の切れた保険証は、お住まいの市町村役場の後期高齢者医療担当窓口へお返しください。

限度額適用・標準負担額減額認定等の申請について（ご案内）

後期高齢者医療制度では、**市町村民税非課税世帯**の方に対して、食事療養標準負担額（入院時食事代の一部負担金）や入院・外来診療の一部負担金を減額する制度があります。この制度を利用される方は、お住まいの市町村役場の後期高齢者医療担当窓口で申請をしてください。

すでに認定証の交付を受けている方も、**有効期限が平成25年7月31日まで**となっています。

引き続き認定証の必要な方は下記により再度手続きをしてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の 手続きに必要なもの

- 被保険者証
- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
（現在、認定を受けている方のみ）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者 の 住 所	
氏 名	みほん
生 年 月 日	
発 効 期 日	
有 効 期 限	
適 用 区 分	
長 期 入 院 日 該 当 年 月	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	鹿児島県後期高齢者医療広域連合

※ 問い合わせ先 お住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口

鹿児島県後期高齢者医療広域連合